

新潟県条例第32号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている<u>法第5条第4項第5号</u>の地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従って<u>法第5条第4項第5号</u>の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている<u>法第5条第4項第4号</u>の地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従って<u>法第5条第4項第4号</u>の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。